

条例第8条に規定する男女共同参画団体の新規登録に関して

(静岡県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例(H5. 3. 29))

1 「条例第8条に規定する男女共同参画団体」とは、以下の活動を行う団体です。

団体が目指す活動を単に行うだけでなく、本県における男女共同参画社会の実現に向けた活動を、「県男女共同参画課」又は「あざれあ交流会議」と連携・協働する形で積極的に進めている団体（「あざれあ交流会議」とは県男女共同参画センターあざれあの指定管理者です。）

2 新規登録を申請する団体は、次の要件すべてを満たす必要があります。

- ① 会員が5人以上であること。
- ② 男女共同参画の推進に関する活動を行うこと。
- ③ 県内に活動拠点があり、継続的に活動している団体であること。
- ④ 営利を目的としない団体であること。
- ⑤ 男女共同参画社会づくり宣言事業所・団体であること。

3 登録された団体は、次のことをすべて必ず毎年行う必要があります。

- ① 県男女共同参画課又はあざれあ交流会議の主催する事業への主体的参画若しくは参加、市町の男女共同参画担当部署又は他の男女共同参画団体の主催する事業への積極的な参加若しくは交流
- ② 年1回所定の期日までに「年間活動計画及び年間活動実績」を県へ提出
(新規申込団体は申請時に計画と実績の両方を提出)

4 新規登録に必要な書類（すべての書類を提出してください）

- ① 男女共同参画団体登録申込書（記入例を参照してください。）
- ② 男女共同参画に係る活動を含む年間活動計画及び年間活動実績（※参照）
- ③ 団体の規約等（会則等で、会の目的や事業内容が把握できるものを提出してください。）
- ④ 会員名簿（会員多数の場合は代表役員等の名簿(5人以上記載)を提出してください。）
- ⑤ 男女共同参画社会づくり宣言書（宣言済の場合は不要です。）

(※) 年間活動計画は申請時期の翌月から1年間のものを作成し、活動実績は申請時期の月を含めた過去1年間のものを作成してください。

5 登録の手順

- ① 登録を希望される団体につきましては、4の必要書類を県男女共同参画課へ提出してください。
- ② 県が申込内容等の審査・確認を行い、適当であると認められた団体の登録手続きを行います。
- ③ 登録団体の「男女共同参画団体登録カード」を交付します。
- ④ 登録の有効期限は、初回登録に限り申請年度の翌年度の3月31日までとします。
(例) 令和元年6月登録の場合は、令和2年3月31日まで（以後2年毎に更新手続きを行います。)

注 意 事 項

以後、毎年提出書類を審査した結果、上記「2」の要件を満たしていない、及び「3」の責務を十分に果たしていないと判断された団体は、次年度より「条例第8条に規定する男女共同参画団体」が有する「静岡県男女共同参画センターあざれあ」を利用する際の利用料金及び予約時期に関する優遇事項の適用対象外となります。（一般団体としての御利用をお願いしています。）